

# 令和5年度税制改正と

## 生前贈与制度見直しに係る金融実務対応

### 1 令和5年度税制改正の概要

税理士法人高野総合会計事務所 税理士

川嶋 有美



#### 一 はじめに

令和5年度税制改正大綱は、個人向けにはNISAの抜本的拡充・恒久化や相続時精算課税制度の基礎控除創設、法人向けには、研究開発税制の大幅な見直しやインボイス制度の負担軽減措置等（個人事業主を含む）が中心となる。

店頭や渉外先で有益な情報を提供できるよう、改正点や説明のポイントを押さえておきたい。本稿では、令和5年度税制改正大綱の捉え方と、各課税の主な改正点を金融機関担当者向けに解説する。

#### 二 令和5年度税制改正大綱の捉え方

令和4年12月16日に「令和5年度税制改正大綱」（以下、「大綱」という）が与党より公表された。大綱は、これまで不十分だった分野に資金を巡らせることで個人や企業等に眠るポテンシャルを最大限に引き出すとのメッセージを税制において具現化した内容となっている。

具体的には、個人所得課税では、資産所得倍増につなげるためNISAの抜本的拡充・恒久化を行う一方で、所得税の負担を公平にするため高所得者層に対する課税を強化する。

資産課税では、若年層への資産移転を促進するため、相続時精算課税制度の基礎控除を創設するほか、暦年課税に係る相続前贈与の加算期間の延長や贈与税の非課税措置の見直し等が行われた。なお、市場価格と相続税評価額の差を利用する、いわゆる「タワマン節税」については、具体的な見直し内容について示されなかったものの、来年度以降に何らかの改正があるものと思われる。

法人課税では、研究開発税制を大幅に見直したほか、特定の資産の買換えの特例の見直しや、コインランドリー等を活用した節税が規制され、中小企業

投資促進税制や中小企業経営強化税制といった法人税の優遇制度から軒並み除外された。消費課税は、インボイス制度の負担軽減措置等が行われ、納税環境整備では、電子帳簿等保存制度の見直しが行われる。その他、防衛力の抜本的強化に必要な財源を確保するために、法人・所得・たばこの3税を増税する方針が大綱に盛り込まれた。

以下、大綱のなかで金融機関担当者およびその顧客に影響があると思われる項目について説明するとともに、営業提案のポイントについても併せて解説する。

なお、本稿は大綱に基づいた

TOPIC

令和5年度税制改正と

生前贈与制度見直しに係る金融実務対応

2 生前贈与見直しに係る金融実務での対応点

東邦銀行個人コンサルティング部 馬場 貴裕

一 はじめに

令和4年12月16日、令和5年度税制改正大綱が発表された。ここでは令和5年度税制改正大綱の相続・贈与税改正で特に注目されている生前贈与関連制度の見直しに係る金融実務での対応点について述べていきたい。なお、筆者は、福島県に本店を置く東邦銀行にて、相続に係る相談の専門家として日々お客様との相続に関する相談を対応している。税制改正の細かな改正点の解説は、TOPIC前半の記事に譲るとして、本制度改正において実務において起こり得る対応点を検討してみたい。

本稿では、「生前贈与見直しに係る金融実務での対応点」を検討するが、最初に、そもそも「金融実務」の中で、生前贈与とはどのようなシーンで話題となり、現場でいったい何を確認していくべきものなのかを確認していく。そして、その確認したことを踏まえたうえで、令和5年度の税制改正大綱での改正が実務にどのような影響を与えるかを考察していきたい。

二 どんなどきに生前贈与が話題に上がるのか

本誌の読者の皆様の多くが、金融機関で働いている方であることを踏まえ、金融機関の実務において、まず生前贈与のこと

がどのように話題になるのかを改めて一緒に考えてみたい。生前贈与に係る制度改正の内容の検討も非常に大切だが、実務を考えるうえでは、「そもそも、どの場面で生前贈与という話が出てくるのか」を整理することが必要であろう。

以下、記載の例はあくまで一例であるが、読者のあなたも、様々なシーンで日々対応されているはずである。あなたが対応しているお客様を思い浮かべながら、一緒に考えていただきたい。

シーン1 お客様から「生前贈与について聞きたい」と言われた

例えば、このようなシーンが想定されるのではないだろうか。営業店の窓口で年金定期の書換えの手続きをしていたお客様がいる。そのお客様から、「〇〇さん、ところで、生前贈与を」とよいと聞いたのだけれど、

「本当かしら」と話しかけられるのである。あなたなら、このシーンでどのような対応をするだろうか。

シーン2 金融機関側からお客様に「生前贈与について関心はありませんか」と問いかける

これは、現場ではよくあるシーンではないだろうか。現在、生前贈与を扱う贈与型保険等の



# 「情報銀行」による個人情報の利活用の可能性と

## 契約関係のポイント

さくら共同法律事務所 弁護士 廣田 景祐

### はじめに

現代では、個人の生活に不可欠な各種手続等もインターネット上で行うのが一般的になってきており、もはやインターネット上で何らかのサービスを利用することは避けられない社会になっている。その際には、利用者のプロフィールや位置情報、購買履歴、検索履歴等の情報が、当該サービスを提供する企業により収集され、その一部は第三者に提供されている場合もある。企業が個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という）に基づき消費者の同意を取得しているとはい

え、実態としては、消費者本人の意識が十分ではないケースも多々あるであろう。特に、日本では、諸外国と比べて自身のパーソナルデータを企業に提供している認識が低く、また、商用目的での提供には消極的であるというデータがある（図表1、図表2参照）。

他方で、IoT機器の普及やSNSの発達により、効率的に大量の個人情報の収集が可能となり、国民生活の利便性の向上に資する利活用への期待も高まっている。

そのようななかで、利用者側としては安心して自身の個人情報を書き込め、事業者側としては円滑な個人情報の利活用が図

れる「情報銀行」の存在感が今後増していく可能性がある。現在、金融機関ではない事業者社も情報銀行として多数参入している。国内の金融機関では、令和3年7月に信託銀行が情報銀行事業を始めた例が初めてであったが、今後、金融機関が情報銀行としての役割を果たす例が増えていく可能性もある。

そこで、本稿では、保有する個人情報の利活用の先端的な形ともいえる、「情報銀行」について、それを取り巻く契約関係を中心に概観していく。

### 情報保護の観点から個人 情報の利活用に及ぼす 影響

近年の個人情報保護法改正の

流れのなかで、利活用という側面に特に関連するものの例としては、令和4年4月1日に施行された、令和2年の個人情報保護法改正（以下、「令和2年改正」という）における、仮名加工情報の制度の新設が挙げられる。

仮名加工情報とは、事業者が保有する個人情報から氏名などを削除することによって、特定の個人を識別できないように加工された情報のことをいう。平成29年に施行された改正により、匿名加工情報の制度が新設されていたが、さらなるデータの利活用によりイノベーショナルな個人情報を保護法改正により、仮名加工情報として、当初の利

# PPP/PFI推進を通じた地域活性化に期待される 金融機能の発揮

東洋大学大学院 客員教授

藤木 秀明

地方自治体における「地方創生」をはじめとした様々な行財政上の課題解決への担い手として、PPP/PFIをはじめとした公民連携（PPP）の推進における地域金融機関への期待が高まっている。そこで、本稿では、公民連携（PPP）が求められる背景、基礎概念を紹介するとともに、そのポイントおよび金融機関の課題を解説する。

## 一 公民連携（PPP）とは

公民連携は英語で「Public Private Partnership」で表記されるものを原語としており、単語の頭文字をとって「PPP」と略して使用されるのが一般的

である。日本語ではPPPを訳した「公民連携」あるいは「官民連携」が使われており、両者の間には意味の差はないが、政府（主に内閣府や国土交通省）や地方公共団体の公式文書では「官民連携」が使われる場合が多い。

公民連携（PPP）は文字どおり、Public（公共体）とPrivate（民間）の連携によって、費用対効果（英語「Value for Money」を略したVFM）の改善や、同じ公的支出でもアウトプットやアウトカムといった質の向上を図ることを目指すものである。単年度予算や仕様発注（業務の履行方法を詳細に決めた通常の行政発注方法）を前提とした官

と民の発注者―受注者の関係性ではなく、複数年度の予算や性能発注（業務の成果のみを定め実現のための方法は受注者に委ね民間の創意工夫を引き出すことを期待する発注方法）、CSV（Creating Shared Value）の考え方に即し連携協定を締結したうえで共同での事業を実施することなどを含む非常に幅広いものである。

公民連携（PPP）は、PFI（Private Finance Initiative）、コンセッション（PFI法に基づく公共施設運営権制度）、指定管理者制度、市場化テスト、Park-PFI（公募設置管理制度）、成果連動型民間委託（PFS：Pay For Success）やPFSに

民間資金調達を伴うSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）といった、多様な制度や手法を含む包括的な概念である。わが国の公民連携（PPP）は、バブル崩壊後に伴い、第三セクター方式をはじめとしたそれまでの官民一体でのプロジェクト推進方法の課題を踏まえ、契約やガバナンス等を具備した英国のPFIをわが国に導入することを意図したPFI（2001年にPFI法が議員立法で成立）を起点に、前述した多くの手法が整備されてきた。

ハード系施設（ハコモノ、インフラ）に関する制度としては、地方公共団体の公の施設への民間活力導入を図るべく民間団体

上司の悩み？



営業現場が  
甦る

# 1 on 1 ミーティング

最近の  
部下育成？



## 第1回 なぜ1 on 1が必要とされているのか？



株式会社DTG CFO・コンサルタント 宮入 則之

みやいり・のりゆき●2007年あおぞら銀行入行後、個人・法人営業、企画本部などに従事。名古屋支店勤務時代にはマネージャーとして富裕層向け資産運用、相続、事業承継業務に従事。22年8月同行退職後、株式会社DTG CFO・コンサルタント、株式会社常盤植物化学研究所経営企画室長、Playground株式会社PM、同年11月三松裕樹税理士事務所副代表に就任。実務経験を活かし執筆活動にも注力。

上司「最近の営業店の教育は高度化していて難しい。以前なら、営業同行して見て感じて覚える」とよく言ったものだが、今の若者にはそれでは響かない。最近では1 on 1というコミュニケーション手法が注目されているようですが、1 on 1がなぜ必要なのでしょう。か」

宮入「ここ数年、コロナや就職先としての金融業界の不人気化などの影響で、金融機関が置かれている状況が厳しくなっています。そのような時代に何事にも上意下達の手法で取り組んでいけると、時代に取り残されてしまいます。1 on 1の実践によって部下の育成とともに、時代に沿った柔軟な発想が生まれる組織を目指します。では外部環境と内部環境に分けて詳しく掘り下げていきましょう」

### 一 外部環境

#### 1 マクロ環境の変化

銀行のみに限らず、人口が増え、経済成長が順調な人口ボーナス期における経済環境下で業

界が成長市場にある場合、「サービスを提供できる」ということ自体が強みとなります。

したがって、目の前にあるビジネスチャンスに対して、単純な内容のものに時間を投じて決められたタスクを効率的、合理的にこなしていくということがビジネス上の勝ち筋でした。優秀な経営陣や事業本部からの、そしてトップダウンの指示に従ってタスクを多くこなすということは理にかなっていたといえます。

しかしながら、現在は、人口減少が進む人口オーナズ期にあり、パイが増えない環境で経済が停滞している局面においては、差別化、あるいは自らの力でサービスや市場を創造していく必要があります。これはすべての業界で起きるため、これまで競合関係ではなかった業界が競合になるということも起こり得ます。金融サービスにも他の業界から参入は増えており、今後増えていくでしょう。

サービスの高度化が進んでおり、過去の方法が通用しないことを認識することが大事です。